

平成24年10月12日

部局等の長 様

財 務 部 長

12月定例会へ向けた平成24年度京丹後市補正予算の編成について

市長より、下記のとおり平成24年度12月定例会へ向けた補正予算の編成方針が示されたので、別添の留意事項も遵守し、補正予算編成に臨みたい。

記

12月の補正予算は、年度末へ向けた事務事業の総仕上げの準備をするとともに、平成25年度予算編成とも整合性のある補正予算とすべきものである。

本年度の一般会計予算は、依然として厳しい経済状況が続く中、市民生活を守るための施策や、学校・保育所施設の耐震化・再配置などに取り組む一方で、本市の未来へ向けたまちづくりの基本となる「市民総幸福の最大化」をはじめ、再生可能エネルギーによる環境未来都市構築への調査研究、まちづくりのための条例制定の検討など、新たな取り組みを積極的に推進する予算としている。また、同時に平成27年度からの普通交付税等の合併算定替の縮減に対応するため、第2次行財政改革推進計画に基づく「歳出抑制の道標」のローリング（見直し）補助金や公共施設の見直し方針の策定など、持続可能な財政構造のための取り組みも積極的に実施している。

本市の財政状況は、普通交付税が前年度よりも増額となったものの、市税などの自主財源が減少傾向にあるとともに、多くの行政課題が山積する状況下においては、依然として厳しいと言わざるを得ない。また、国の特例公債法の動向が不透明な中、今後の国からの交付金や支出金の状況に注視する必要がある。

こうした状況下での補正予算編成であるが、歳入では、国府の制度及び支出金の交付状況について、でき得限りの情報収集を行うなど財源確保に全力を挙げるとともに、歳出では、真に緊急性・必要性の高いものを優先し補正予算へ計上していくこととしている。

また、既に予算計上している事務事業であっても、年度末までの実施スケジュールの中で、年度中の事業完了が困難又は事業実施を断念するものについては、今回の補正予算で減額していくこととしている。

以上を踏まえ、別紙留意事項等を厳守し、補正予算編成に臨みたい。

(別紙)

京丹後市 1 2 月補正予算編成上の留意事項等

京丹後市の財源状況

平成 2 4 年度は、「骨格型」の当初予算であったが、これまでの補正予算で政策的事業や新規事業を肉付け計上し、現在、一般会計の予算総額は約 3 2 2 億円となっている。

今後の補正財源としての一般財源は、普通交付税の留保分が約 1 . 1 億円あるものの、財政調整基金繰入金に 4 . 9 億円を予算計上していることもあり、極めて厳しい状況にある。

補正予算編成上の留意事項

(1) 共通的事項

- ・国の特例公債法未成立の現状を踏まえ、各所管の事務事業への影響について、情報収集等の分析を行うこと。
- ・複数の所属に関連する予算は、関係所属間で十分な調整を行うとともに、代表する所管課で補正予算見積書を作成すること。
- ・例規との整合を図ること。
- ・これまでの予算見積書等において、既決予算比較、増減理由、見積り根拠など基本的な事項の記載が不十分なものが多いため、しっかりと記載すること。
- ・業者参考見積り、現況写真等の資料は、可能な限り提出すること。
- ・減額補正の場合は、予算を初期配当した所属コードで減額すること。(配当替により措置された所属では、財務会計システム上、減額できないものであること。)
- ・各所管課で財務会計システムへ予算要求入力すること。(財源充当入力は、原課ではする必要はない。)

(2) 歳 入

- ・国府制度について、情報収集等を的確に行うとともに、他市町の状況も把握研究するなど、現制度での最も有利な財源の確保に努めること。
- ・財産収入、寄附金等を計上する場合は、確実な額により計上すること。
- ・諸収入(雑入)については、歳出予算の増額に伴い特定財源となるものを中心に計上すること。
- ・市債について、起債同意との整合を図ること。

(3) 歳 出

- ・増額要求は、原則、既存予算の減額・組替え等により財源調達すること。
- ・新規及び拡充事業については、12月定例会という上程時期を踏まえ、次のいずれかの要件を満たすものに限ること。この場合、原則、相応の事務事業スクラップによる財源確保を図ること。

本年度中に実施しなければ、市民生活又は行政運営に大きな影響があることが客観的に説明できるもの。

国府の制度創設又は改正に基づき、本年度から実施する必要があるもの。(本市に裁量がないもの。)

平成25年度に向けた条例改正等を12月定例会で上程するなど、その実施が確実な事務事業の準備経費。

- ・本年度の予算編成で「実施しない」(ゼロ査定)とされたものの予算要求は、認めないこと。
- ・12月定例会後に新たに必要となる予算のみ見積ること。
- ・住民間の公平性の確保を念頭に置き、偏った予算要求とならないようにすること。
- ・職員人件費については、年度末までの所要額を的確に見込み、増減が必要なものは今回の補正予算で調整すること。
- ・労働者派遣法の改正に伴い、調整が必要なものは、事前に行財政改革推進課及び人事課と協議した上で予算見積書を作成すること。
- ・事業執行上、今回の補正予算で平成25年度への「繰越明許費」を設定する必要があるものは、財政課と事前協議すること。
- ・継続費又は債務負担行為を新たに設定する場合は、財政課と事前協議すること。
- ・市総合計画の「基本方針」及び「計画項目」についても必ず記入すること。その場合、当初予算見積書に記載した計画項目等との整合を図ること。
- ・臨時職員賃金の予算計上については、人事課配当としているが任用担当課で予算見積書を作成すること。(予算要求入力は、する必要はない。)

特別会計等

- ・所管課で予算編成を行うこととするが、一般会計と関連のあるものについては、一般会計のスケジュールに合わせる。なお、補正予算を編成する特別会計については、一般会計提出期限までに財政課へ連絡すること。
- ・歳入歳出の補正予算総額(職員人件費の組み替えを含む。)を合わせた見積書を作成すること。
- ・特別会計ごとに理事者へ説明等を行い、内容の承認を得ておくこと。

平成24年度12月補正予算見積書提出期限

平成24年11月7日(水)厳守

補正予算見積書(様式1~3) 電子ファイルも部局担当者へメール送信をすること。また、財務会計への予算要求入力も期日までに完了させること。

財政課ヒアリング日程等(予定)

会場: 峰山庁舎 公室

日程	9:00~	10:30~	13:30~	15:00
11月8日(木)	市民部		教育委員会	企画総務部
11月9日(金)	商工観光部	建設部	農林水産環境部	健康長寿福祉部
11月12日(月)	予備	予備		
11月15日(木)	理事者査定 13:15~17:00 (関係部局長出席)			

上記以外の部局については、必要に応じて後日連絡します。

上記日程で都合の悪い場合は、部局間で日程調整し財政課へ連絡してください。

理事者査定の日程は未定。必要に応じ関係部局長の出席を依頼します。

質疑等がある場合は、財政課部局担当まで問い合わせること。

24年度12月補正予算編成スケジュール(案)

(一般会計の場合)

月	日	曜日	全体	各部(課)等	財政課	予算過程公表
10	12	金	予算編成方針の通知			平成24年度補正 予算編成方針の 公開
	24	水				
	25	木				
	26	金				
	27	土				
	28	日		予算見積書作成作業		
	29	月		関係所属間の協議・意見調整	各部課等からの質問等への対応	
	30	火				
	31	水		財務システムへの予算要求入力		
11	1	木				市民への予算公開 (要求ベース)
	2	金				
	3	土				
	4	日				
	5	月				
	6	火				
	7	水	予算見積書等提出期限			
	8	木	↑ 財政課ヒアリング			
	9	金	↓ 財政課ヒアリング	財政課ヒアリング	見積書点検	
	10	土		財政課からの質問等への対応	財政課査定	
	11	日				
	12	月		理事者査定準備	理事者査定準備	
	13	火				
	14	水				
	15	木	理事者査定	理事者査定への出席(必要に応じて)		
	16	金	事業別説明資料作成指示・提出		予算案最終調整	
	17	土				
	18	日				
	19	月				
	20	火			補正予算書・説明資料印刷作業	市民への予算公開 (財政査定・部長査定ベース)
	21	水			補正予算書・説明資料印刷作業	
	22	木	議案の総務課提出(予定)		総務課へ予算書等提出	
	23	金				
	24	土				
	25	日				
	26	月	議会運営委員会(予定)			市民への予算公開 (補正最終案)
	27	火				
	28	水				
	29	木				
	30	金				
12	1	土				
	2	日				
	3	月	定例会初日(予定)			

特別会計及び企業会計についても、本日程に準じ予算編成を行うこと。
本スケジュールは確定したものではありません。